



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	世界のルールの作り方・使い方 第2回：製品の安全と責任の所在 - 国境を越える日本製部品
Relation	世界のルールの作り方・使い方 第2回：製品の安全と責任の所在 - 国境を越える日本製部品. 2016年7月15日(金). 北海道大学法学研究科附属高等法政教育研究センター、北海道大学附属図書館, 札幌市
Issue Date	2016-07-15
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/62744
Type	lecture
File Information	No1.pdf, 第一部スライド



(法学研究科・附属図書館共同ワークショップ【平成28年7月15日W202室】)

世界のルール of 作り方・使い方 製品の安全と責任の所在 ～ 国境を越える日本製部品～

法学研究科

嶋 拓 哉

総論編 国際訴訟の枠組みを考える

1. 「国際訴訟」のイメージは？

2. 「国際訴訟」はどこで行われるのか？

3. 「国際訴訟」はどの国の法によるのか？

- 1. 法学と言え、事象に法律を当てはめれば自動的に解答が出てくる静態的印象
- 2. 学内事務でも、独り反対を唱える嫌な奴！（あっ・・これは法学部のことでした）

⇒ **でも実は、法律学には自由な発想が要求される。法律の内容を踏まえて、訴訟戦略を練れば、解答は操作可能！**

（「 $X + Y = 10$ 」を解くと同じ）

⇒ **特に、国際訴訟は外国での訴訟も視野に入れた、柔軟な思考と動態的視点**が要求される。

1. 「国際訴訟」って、なに？

(事例)

Yはウェブサイトを通じて、自社の健康食品を販売。
Xはこの健康食品を購入し使用したところ、皮膚に
発疹ができる健康被害が生じた。そこでXはYに対
して、損害賠償請求訴訟を提起。



2. 国際裁判管轄

(ケース1) XとYが日本に住む日本人の場合

(ケース2) YがS国に住む日本人の場合

(ケース3) YがS国に住むS国人の場合

(ケース4) YがS国に住むS国人で, XがS国に住む日本人の場合

(ケース5) XYともにS国に住むS国人の場合

⇒このいずれのケースにおいても, Xが日本の裁判所に訴訟を提起してきたとしたら…。**日本の裁判所は, これらすべての訴訟について審理するのが適当なのか？**

⇒これが「国際裁判管轄」の問題です。

⇒**結論を先取りすれば, 日本の裁判所は, 必ずしも国際訴訟が提起されたからといって, すべての事案を取扱うわけではありません。**

(解答編)

- 日本の裁判所は純粋な国内事案(ケース1)だけでなく、**国際的な要素を含む民事訴訟(ケース2～5)**も取扱う。
- でも、すべての国際訴訟を取扱うわけではない！日本として裁判権を行使するのが適当事案であるか否かを判断する(これが「**国際裁判管轄**」の問題)。
⇒ では、どういう基準で選別するのか？
⇒ **当事者の衡平の確保, 適正・迅速な裁判**を行う必要。そのためには、**事案の性質, 被告Yの負担, 証拠の所在**などを総合的に考慮。
- 少なくともケース4と5を日本の裁判所で審理するのは不適當(＝これら2つのケースは日本との関連性の希薄な事案ではないか)。

3. 準拠法

- ケース1～3について，日本の裁判所が訴訟を取扱う権利（＝国際裁判管轄）を有している，とします。
- ⇒ では，**日本の裁判所はXの請求を常に日本法に基づいて判断してもよいのか??**
- 国によって賠償請求が認められる要件は違う可能性がある！
- ⇒ 日本の製造物責任法は製造者Yが無過失でも賠償責任を負う。でも，S国法ではYに過失がないと責任を負わないとしたら・・・
- ⇒ **日本法を適用するか，S国法を適用するかで，Yの賠償責任に関する判断が異なる可能性がある。**

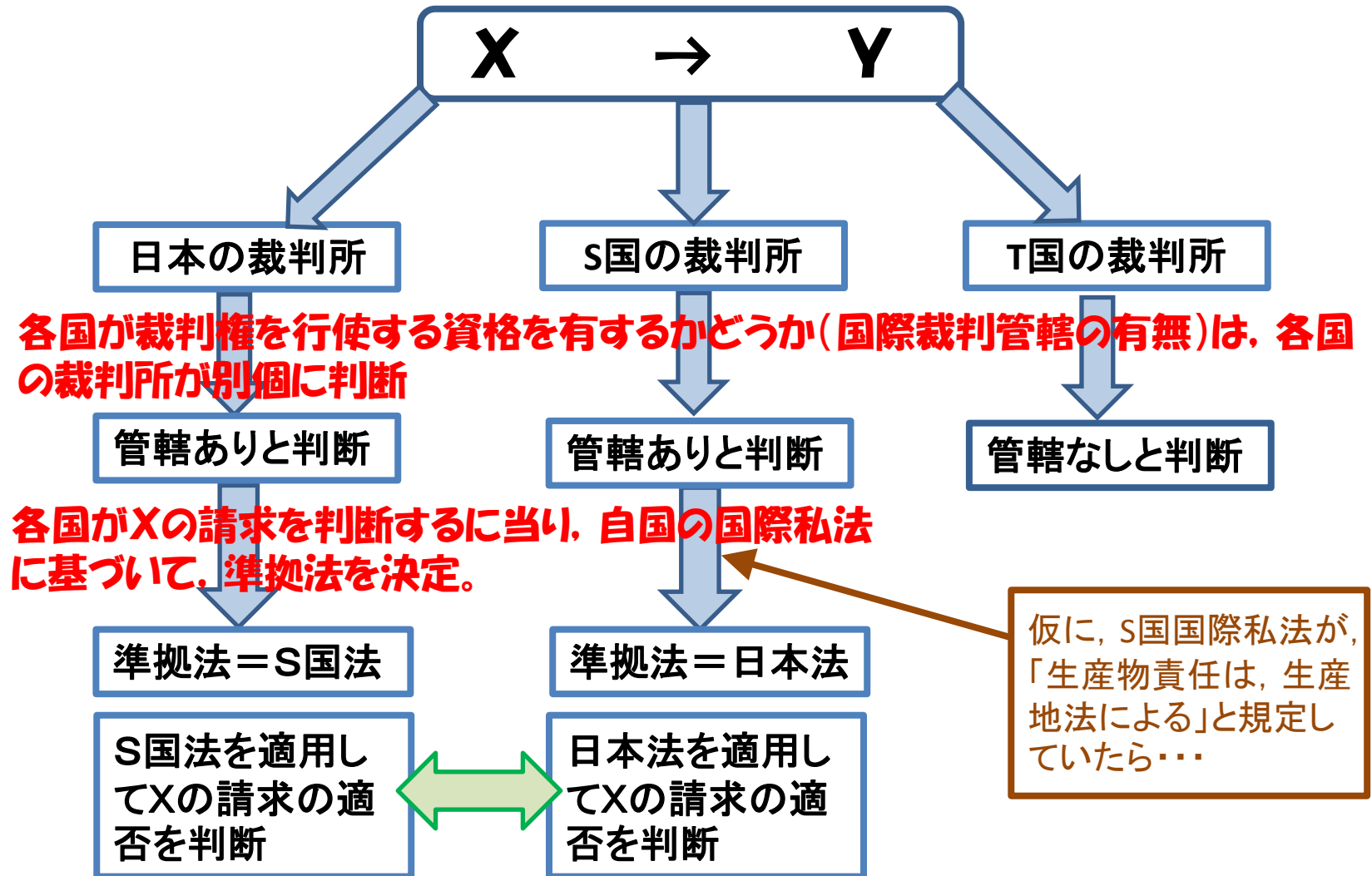
(解答編)

- **日本の裁判所は、常に日本法を適用して訴訟を処理するわけではない！**
- **事案を解決するために最もふさわしい国を選別して、その国の法を適用する。**
 - ⇒ これが「**準拠法**」の問題です！
- では、どういう方法・基準で選ぶのか？
 - ⇒ 各国は**国内法(国際私法)**を設けている。各国の裁判所は、その規定に沿って準拠法を選ぶ。日本では、「法の適用に関する通則法」という法律がこれに該当。
 - ⇒ 通則法は、「**個々の事象について最も的確に判断を下すことが出来るのは最密接関係地法である**」という基本理念に立って、準拠法を選び出す。

(法の適用に関する通則法18条)

生産物・・の瑕疵により他人の生命、身体又は財産・・を侵害する不法行為によって生ずる生産業者に対する債権の成立及び効力は、**被害者が生産物の引渡しを受けた地の法**による。…

T国在住のXは、旅行先のS国で、Y社（日本企業）製造のレンタカーを運転したが、ブレーキの不具合による事故で大ケガを負った。XはYに損害賠償請求訴訟を提起。



日本とS国の裁判所で判断が異なることも…複数の国の裁判所が同じ事案を判断しても、必ずしも同じ結論に至るとは限らない。

各論編 製品の安全と責任の所在 ～国境を越える日本製部品

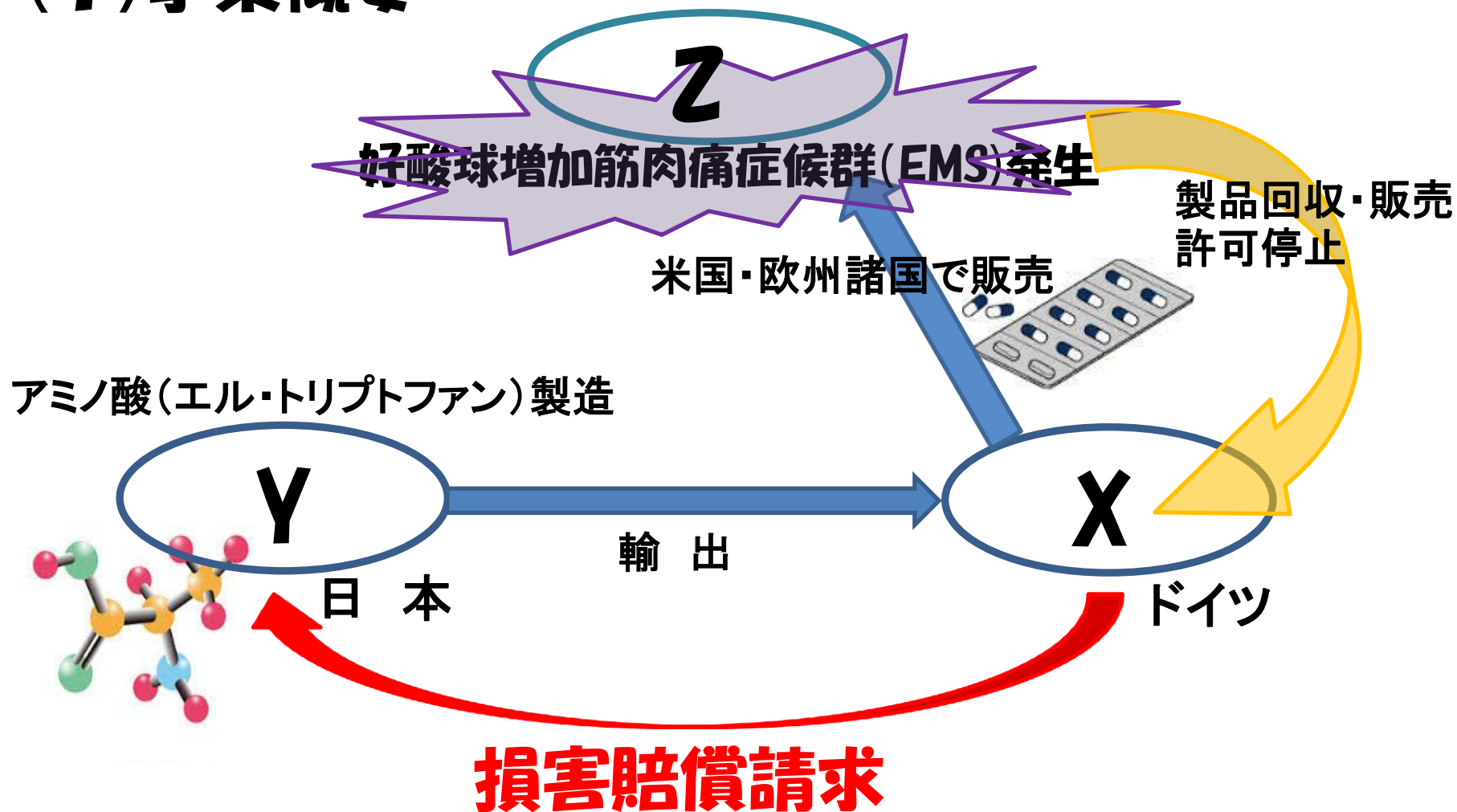
- 日本製部品・原材料は世界トップクラスの水準！外国企業も利用(ex: 航空機, スマホ, 医薬品)。
- 日本企業は海外にも生産拠点を有するが、そこに日本製部品が供給される(ex: 自動車)。
- 将来的には、農作物の輸出も(「攻めの農業」)。

でも、日本製部品や原材料だって、常に正常に作動するとは限らない。それが原因で、事故や火災、健康被害が生じることもある。

⇒ **外国で生じた損害について、日本の部品・原材料製造業者の責任が問われることもある。**

1. 東京地裁平成10.5.27判決

(1) 事案概要



(2) 判決内容

a) 国際裁判管轄については争いなし。

- ドイツ企業Xが日本企業Yを訴えるために、わざわざ日本の裁判所にやって来ている。
- Yからすれば、ホームでの試合が申し込まれている状況。
- 原告は周到な準備を行い訴訟を提起できる一方で、被告には少なからず不意打ちになる(被告にはハンディが必要)。
- 「**日本 = 被告住所地国**」である場合に、**日本の国際裁判管轄を否定する理由はない。**

b) 準拠法はドイツ法？日本法？

- 法の適用に関する通則法18条

生産物・・の瑕疵により他人の生命，身体又は財産・・を侵害する不法行為によって生ずる生産業者に対する債権の成立及び効力は，被害者が生産物の引渡しを受けた地の法による。

⇒ XがYから生産物の引渡しを受けた地＝ドイツ

⇒ よって，**準拠法はドイツ法**。

- 法の適用に関する通則法22条1項

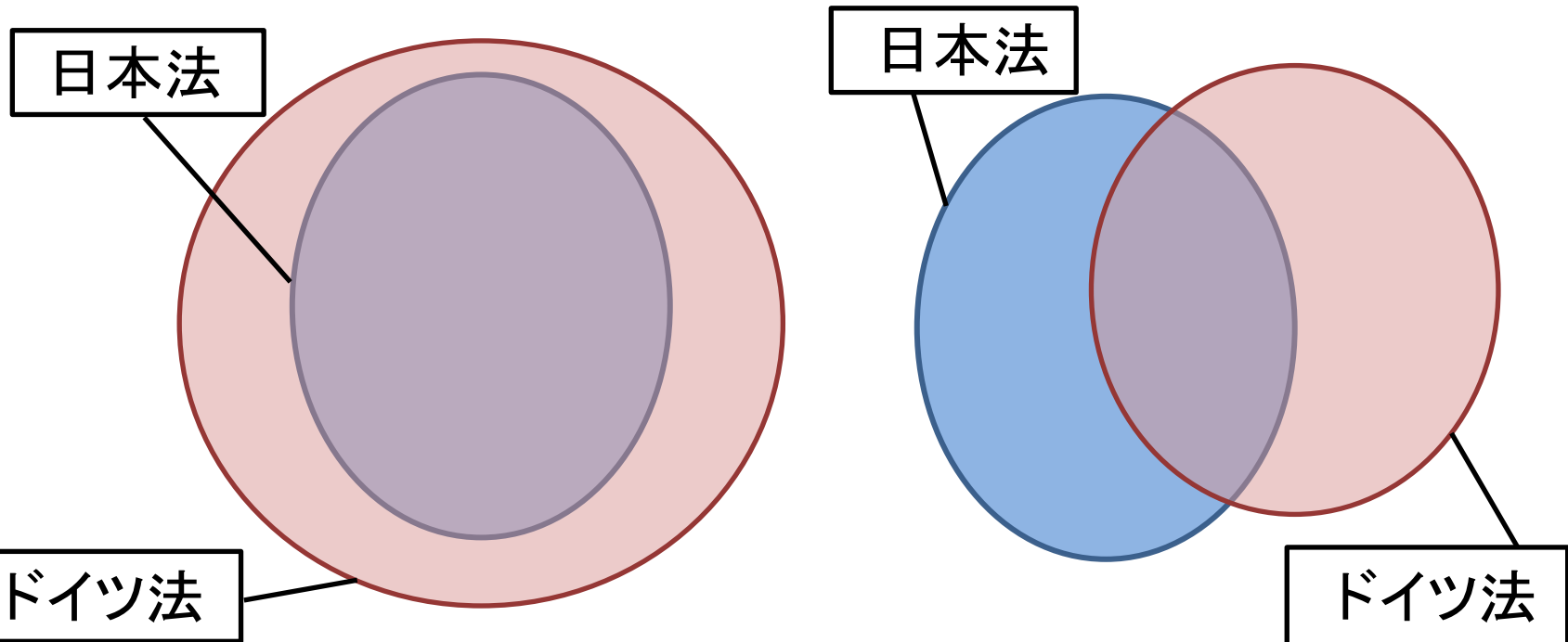
不法行為について外国法によるべき場合において，当該外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは，当該外国法に基づく損害賠償その他の処分の請求は，することができない。

⇒ **日本法も準拠法**。

- **ドイツ法と日本法の累積適用！**

ドイツ法と日本法の累積適用って??

- 双方の法がともに、不法行為の成立を認めている範囲に限って、不法行為の成立を認める、ということ。
⇒ 通則法22条は、重複的に日本法を適用することにより、外国法による不法行為の成立範囲を限定する機能を有する。



c)結論は？

- 裁判所はXの請求を認めなかった(**請求棄却**)
- ドイツ法上, 不法行為の成立には, ①**損害の発生**, ②**加害行為**, ③**因果関係**, ④**故意過失**が必要。

⇒ Xに損害が発生していること(①)を肯定。

⇒ EMSの発生原因がYのアミノ酸中の不純物であること, その不純物がYの製造方法の変更によるものであること, およびYがXにその製造方法の変更を告げていないこと(②)も肯定。

⇒ でも, 「Yが製造方法の変更を通知していれば, XはYのアミノ酸を購入せず使用を差し控えたことを認めるに足る証拠がない」として, 因果関係(③)を否定。

(3)その他の選択肢

a)国際裁判管轄を有するのは日本だけでない！

- XがYに対する損害賠償請求訴訟をドイツで提起したら・・・。
- ⇒ドイツはXが不法行為を行ったとされる地。ドイツにも国際裁判管轄はある。
- ⇒ドイツ国際私法によれば、ドイツ法が準拠法。
- ⇒平成10年東京地裁判決も、ドイツ法を適用して請求を棄却。でもね、ドイツの裁判所でドイツ法を適用すれば、結論が変わったかも・・・。
- ⇒では、なぜXはドイツで訴訟を提起しなかったのか??ホームでの訴訟を放棄して、わざわざアウエーで訴訟提起したのか??
- ⇒実は、執行可能性の問題が関係している・・・? Yが賠償債務の任意履行に応じない場合には、強制執行を視野に入れざるを得ない。Yの資産が日本に集中しているとすれば、最初から日本で訴訟をした方がよいという判断もあり得る。

b)請求権者はXだけではない！

- 例えば、健康被害に遭った米国所在の消費者ZがYに対して、日本で損害賠償請求を行ったら・・・。

⇒準拠法は、法の適用に関する通則法18条により米国法。同法22条1項で日本法の累積適用。

⇒XとYの訴訟は企業間訴訟(かつ直接の取引関係アリ)。でもYとZの訴訟は企業対消費者(直接の取引関係ナシ)。Yの責任を巡って、平成10年東京地裁判決と判断が異なる可能性がある！

- 米国の消費者Zは米国での訴訟提起も可能！

⇒米国にも国際裁判管轄はある。

⇒米国の国際私法によれば、米国法が準拠法。

- **要は、誰がどの国で訴訟を提起するかで、結論が変わり得る！**

⇒**国際的な事案における訴訟戦略の重要性**

c) 誰に賠償請求するか？

- ドイツ医薬品メーカーXが賠償請求するとすれば、相手方は日本の原材料メーカーYしか考えられないが・・・。
- 米国の消費者Zが賠償請求する相手方としては、Y以外にXも考えられる。

⇒ **米国在住の消費者Zが賠償請求訴訟も提起する場合
には、相手方はXであるケースも想定可能。**

- ドイツか米国のいずれかで訴訟を提起（法廷地の選択）。
- 「契約上の義務の不履行」と「不法行為」という請求内容の構成のうち、いずれかを選択可能。
- Zが訴訟提起する場合にも、やはり**複数の変数**が存在。この変数を如何に組み合わせるかにより、**複数の訴訟戦略**を生み出すことが可能。

d) 訴訟の変数

- ① 誰が訴訟を提起するのか? (= 請求権者の問題)
- ② 誰に訴訟を提起するのか (= 請求の相手方の問題)
- ③ 請求内容をどう構成するか (= 請求の構成の問題)
- ④ どの国で訴訟提起するか? (= 法廷地選択の問題)
- ⑤ 各法廷地国の国際私法の規定内容如何? 準拠法は
どうなるのか? (= 準拠法の問題 [④の従属変数])

⇒ 変数を組み合わせることで、一つの事案に対して複数の解を生み出し得る。

⇒ **戦略を練ることで訴訟の結論(判決)が変わり得る。**

⇒ **国際訴訟を動態的に捉える視点が重要!**

(4)日本＝原材料・部品の輸出大国・製品の輸入大国

日本は原材料・部品の輸出大国

- 例えば、航空機・宇宙船の部品、自動車部品、電子部品、鉄鋼、光学機器、化学原材料・・・。

⇒海外での訴訟リスク増大！

⇒外国裁判所における訴訟リスクを如何に軽減するかがポイント。

- ① 外国での訴訟提起を制限（専属管轄合意、仲裁合意等）
- ② 契約締結交渉による契約責任のリスク軽減
- ③ 請求に対するディフェンス力強化（外国法の調査・研究、検索サービスの活用、渉外弁護士事務所[アジア・豪州等の拠点]の利用等）
- ④ 不可避の訴訟リスクを価格に転嫁

日本は輸入大国でもある

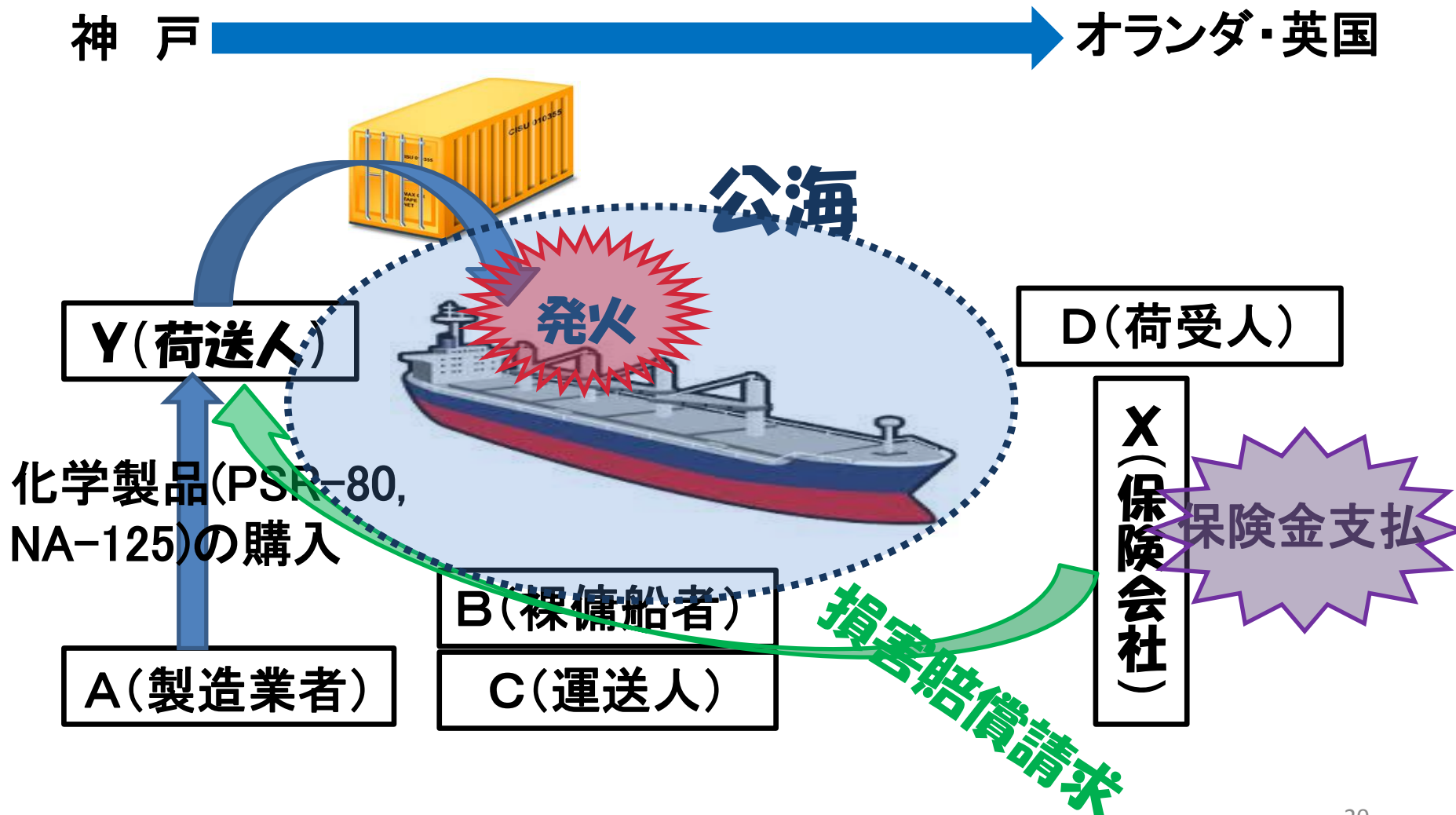
- 例えば、食品・食料品（冷凍餃子事件）、衣料品、医薬品、石油製品、航空機、電子部品・・・

⇒日本の企業・消費者は戦略をしっかり練れば、国際訴訟を有利に展開し得る！

- ① 誰を訴えるのか（原材料製造業者、メーカー、輸出業者・・・）
- ② 日本も含めてどの国に国際裁判管轄があるか（法廷地になり得る国はどこか？）
- ③ ②の各国で準拠法はどうか
- ④ ③の各準拠法によれば、どのような請求をなし得るか
- ⑤ ②の各国における執行可能性はどうか

2. 東京高裁H25.2.28判決

(1) 事案概要



(2) 判決内容

a) 国際裁判管轄については争いなし(Yは日本企業)。

b) 準拠法が最大の争点。

(法の適用に関する通則法17条)

不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、加害行為の結果が発生した地の法による。

(法の適用に関する通則法20条)

前三条の規定にかかわらず、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は、…明らかに前三条の規定により適用すべき法の属する地よりも密接な関係がある他の地があるときは、当該他の地の法による。

(法の適用に関する22条1項)

不法行為について外国法によるべき場合において、当該外国法を適用すべき事実が日本法によれば不法とならないときは、当該外国法に基づく損害賠償その他の処分の請求は、することができない。

⇒ XとYは具体的にどのような主張を展開したのか？

X = 日本法

- 結果発生地は公海。通則法17条によれば、準拠法が定まらない。
- 旗国法（船籍地法）によるという考えもあり得るが、便宜置籍船であり、パナマとの実質的な関連性がない。
- 通則法20条にいう最密接関係地は日本
 - －Yは日本に所在する企業
 - －船積地（加害行為地）が日本
 - －日本を基点とした運航
 - －BCの傭船契約の準拠法は日本法
 - －第一審でXYともに日本法を前提に主張立証

Y = パナマ法と日本法

- 結果発生地が公海である場合には、通則法17条にいう結果発生地法は、旗国法（＝パナマ法）である。
- 通則法22条1項により、日本法が累積適用される。

C)結論は？

・ 裁判所はXの主張に沿って、日本法が準拠法であると判断。

- －Yが日本企業であること
- －積込地が日本であること
- －BC間の傭船契約の準拠法が日本法であること
- －日本を基点とする航路であること
- －第一審では、XYともに日本法を前提に主張立証を行ったこと

・ 請求を一部認容。

⇒日本法上、不法行為の成立要件は、①Yによる加害行為、②Xにおける損害発生、③①と②の間の因果関係、④Yの故意過失。

⇒X側は、十分な証拠を揃えて日本法上の要件を一つひとつ丹念に立証（理系専門家による意見書も用意）。

特にこの事案では、Xは、①化学物質（自己発熱性物質）が、どのような化学反応を経て発火するに至ったのか、②貨物の安全を確保するために、Yにどのような注意義務が求められたか、③Yが注意義務に違反したこと、④Yの注意を怠った行為の結果、船舶火災が生じたこと、を立証することが求められる。これらは、化学物質に関する知識（発火のメカニズム、業界標準）を前提にしないと、立証は困難。

⇒ **法的知識と理工学的知識の協働の必要性**
(cf.東野圭吾「ガリレオ」)

(3) 法的知識と理工学的知識の協働

法的知識に基づく訴訟戦略

① 法廷地の選択

② 準拠法に関する主張

- 平成25年東京高裁事案におけるYの主張も間違いではない！
- ①と②の連関関係も考慮して、いずれの国で訴訟を提起するのが得策かを検討。

③ 請求内容の構成を選択

- 平成10年東京地裁事案では、XはYに対して不法行為に基づく損害賠償請求を行うと同時に、契約上の義務不履行に基づく損害賠償請求も行っている。
- 法律関係の多面性に着目する必要。

理工学的知識による立証

① 加害行為の立証

- 化学物質の危険性を認識せず、適切な表示を行わなかったこと

② 故意過失の立証

- 化学物質の危険性を認識し、それを表示すべき義務があったのに、それを怠ったことを立証。
- その前提として、危険性に関する認識が一般に存在していたこと(リスクの認識・注意可能性)を立証する必要。

③ 因果関係

- 過失による加害行為が原因で損害結果が発生したことを立証する必要。
- 化学物質の自然発火メカニズムを自然科学の見地から検証。

国際訴訟をめぐるその他トピック(案)

- インターネットと国際訴訟(ネット社会の落とし穴)
- 観光・留学と国際訴訟(観光・留学も楽しいことばかりじゃない!)
- 雇用と国際訴訟(外国企業で働くということ)
- 国際知財訴訟(世界各国で戦うウルトラマン!)
- 男と女をめぐる国際訴訟(ちょっとエッチな国際訴訟)
-
-
-

様々な経済・社会活動の中で、国際訴訟が生じる可能性があります。本日ご参加いただいた皆様には、「こういうテーマで国際訴訟を勉強したい!」といったご要望や、「これに関する裁判例はないの?」といったお問い合わせがあれば、遠慮なくご連絡ください。もちろん、学生の皆さんからのリクエストも大歓迎です(学生あつての大学です!)。皆さんの意見を踏まえて次回以降のトピックを考えたいと思います。

ご静聴ありがとうございました。

法学研究科・嶋 拓哉

shima@juris.hokudai.ac.jp